

一般社団法人 生前・遺品整理事業協会
定 款

一般社団法人生前・遺品整理事業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人生前・遺品整理事業協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人の主たる事務所は大阪府大阪市に置く。

2 必要に応じ理事会の決議によって従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第2条 当法人は生前・遺品整理業の確立と健全な発展を目指し、会員相互の啓発と扶助ならびに連携を強め、以て会員各社の安定と発展、ならびに公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生前・遺品整理業に携わる業者に対する教育啓発及び資格認定事業
- (2) 生前・遺品整理の普及、技術及び経営改善に関する講演・講習会の開催
- (3) 生前・遺品整理の普及のための活動
- (4) 高齢化社会へ貢献するための各種事業
- (5) 関係団体、法人との協調、連携
- (6) 官公庁への建議、陳情
- (7) 事業ニーズの収集と会員への適切な分配
- (8) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

2 前項の事業の実施内容については、理事会の承認を得て決定する。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、大阪府大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、正会員及び準会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員の会員たる資格を有する者は、古物商許可若しくは産業廃棄物収集運搬許可を持ち且つ自らの定款に生前・遺品整理事業に携わることを明記する法人とする。

3 準会員は、前項に該当しない者で、当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び個人事業主とする。

(入会)

第7条 当法人の正会員になろうとする法人ならびに準会員になろうとする法人及び個人事業主は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。会長は入会の可否を理事会に諮ったうえ決定し、その結果を通知する。

- 2 当法人の会員になろうとする法人ならびに準会員となろうとする法人は、その代表者として当法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届けなければならない。
- 3 会員代表者は、法人を代表する者でなければならない。
- 4 会員代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

（入会金、会費及び負担金）

第8条 会員は、入会時に社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、本会の運営及び事業実施に要する経費を負担するため、社員総会において別に定める会費及び負担金を負担しなければならない。

（退会及び会員の資格喪失）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を3カ月前までに会長宛提出することにより、事業年度末日に脱退することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、会員はいつでも退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 前項で退会したとき
- (2) 法人等が解散したとき
- (3) 会費を納入せず、督促後なおこれを1年以上納入しないとき

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を棄損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、社員総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員は、前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及び負担金その他の拠出金品を返還しない。

第3章 役員、相談役

（種類及び定数）

第12条 当法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とする。

(選任)

- 第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の会員代表者の中から選出する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては3人、監事にあっては1人を限度として正会員の会員代表者以外の者から選任することができる。
- 2 代表理事は、理事会の決議により選定する。
 - 3 理事会は前項で選定された代表理事を会長とし、理事から1人又は2人を副会長、1人を専務理事とし、1人又は2人を常務理事として定める事が出来る。
 - 4 監事は当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることは出来ない。

(理事の職務権限)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本会の職務を執行する。
- 2 会長は、当法人を代表し、その職務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がその職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長、副会長を補佐して、業務を統括する。
 - 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担執行する。
 - 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、何時でも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第16条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 3 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 4 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(相談役)

- 第17条 当法人は必要に応じ理事会の承認を得て、相談役をおくことが出来る。相談役は随時各会議に出席し意見を述べることが出来る。

(解任)

- 第18条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数を以て行わなければならない。

(報酬等)

第19条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第20条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第21条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事又は監事であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第4章 会議

(社員総会)

第22条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催するものとする。

(社員総会の決議事項)

第23条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額またはその基準
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 残余財産の帰属先
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第24条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員に対し、会日の1週間前までに発する。
- 3 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった場合は、会長は一か月以内に社員総会を招集しなければならない。

(決議の方法)

第25条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

(議決権)

第26条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

2 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使をすることができる。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、当該社員総会において選出する。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会)

第29条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、当該理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(議長)

第34条 理事会の議長は会長が当たる。

第5章 計算

（事業年度）

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第38条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第43条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	安原 信行
設立時理事	島田 裕樹
設立時理事	中村 雄介
設立時代表理事	安原 信行
設立時監事	松下 磨

(設立時社員)

第44条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員	安原 信行
設立時社員	島田 裕樹
設立時社員	中村 雄介

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人生前・遺品整理事業協会設立のため、各設立時社員を代理して行政書士中前 覚がこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和2年1月30日

設立時社員 安原 信行

設立時社員 島田 裕樹

設立時社員 中村 雄介

上記代理人 中前 覚